

がん対策推進条例制定後の重点的な取組

趣 旨

「がん対策日本一」に向け、行政、県民、保健医療関係者、事業者等の関係者が適切な役割分担のもとに相互に連携、協力し、県民総ぐるみのがん対策を推進する。

【条例の主なポイント】

- 県、県民、保健医療関係者等の役割分担と相互連携によるがん対策を推進
- がん予防に向けてたばこの受動喫煙防止対策について具体的な措置を明示



平成 27 年度重点的に取り組んだ分野

1

県民のさらなる意識醸成に向けた取組

- ・ 予防の観点から、たばこ対策、肝炎対策、がん検診受診率向上策を充実

2

企業との連携強化

- ・ 企業が従業員のがん予防・就労支援、患者団体支援等に取り組む、地域全体でのがん対策を推進する環境づくりを推進

3

医療の充実と医療関係者等との連携強化

- ・ 県民に高度で効果的な放射線治療を確実に提供する体制を整備

4

情報提供・相談支援体制の充実

- ・ 相談支援の幅広い選択肢の確保により相談支援体制を充実

具体的な取組

1 県民のさらなる意識醸成に向けた取組

(1) 受動喫煙防止対策の施行 (H28. 4. 1) に向けた準備

○ 周知・啓発

業界団体（生活衛生同業組合、遊技業協同組合、商工会議所、商店街等）、保健所・食品衛生協会、市町、県公衆衛生協議会等と連携を図りながら、受動喫煙防止に向けた周知・啓発を実施

・ 業界広報誌への掲載 ・ 市町広報誌への掲載 ・ タウン誌への掲載

・ 労働基準協会研修会での周知 ・ 業界団体会議での周知 ・ 市町イベントでの周知 等

○ 表示用ステッカーの印刷・配布

第3種施設（飲食店等）の禁煙・分煙・喫煙可の表示用ステッカーを県においても作成し、特に受動喫煙の機会が多い飲食店へ個別送付予定（H28.1～）。その他の第3種施設については、団体等を通じて配布

【参考：受動喫煙の機会を有する者の割合（「国民健康・栄養調査報告」）】

行政機関 9.7% 医療機関 6.5% 家庭 9.3% 飲食店 46.8%

(2) 肝炎対策の推進

- 「肝炎ウイルス検査の受検促進」に重点を置き、街頭啓発活動に加えて無料肝炎ウイルス検査を実施し、受検機会を拡大

肝炎ウイルス啓発キャンペーン（H27.7 東広島市、H27.8 広島市）

(3) がん検診啓発強化・がん検診個別受診勧奨

- これまでの一方通行の啓発から双方向での効果的な啓発となる、がん検診啓発特使を活用した情報発信「閣下Eメール」を開設
- 女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診受診率が伸び悩んでいることから、これまでの大腸がんに加え、新たに女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）を受診勧奨支援事業に追加し、受診勧奨を強化

2 企業との連携強化

「Team がん対策ひろしま」登録企業を拡大するとともに、がん患者の就労支援を推進するため、全国初の取組みとなる「働くがん患者の職場復帰支援に関する研究」（研究代表者：国立がん研究センターがんサイバーシップ支援室部長 高橋都）との共催で、がん患者就労支援の研修会を開催

- 登録企業数 14社（H26）→25社（H27）
- 国立がん研究センター等との共催による「がん就労支援力向上研修会」（H27.11）
- 県主催の就労支援セミナー（H28.2 予定）

3 医療の充実と医療関係者等との連携強化

4基幹病院（広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院）の機能分担と連携を図り、県民へ先進的で身体にやさしい放射線治療を提供する「広島がん高精度放射線治療センター」の運営開始（H27.10）

4 情報提供・相談支援体制の充実

がん患者とその家族に対し、様々なニーズに対応できるよう多様な相談先を確保するため、がんピアサポーターを本格的に養成するとともに、がん診療連携拠点病院等でピアサポート活動を行うための仕組みを構築

- ピアサポーター養成研修（H28.2 予定）
- がん診療連携拠点病院等でのピアサポート活動（H28.2 予定）